

東広島市物品調達等及び委託役務における障害者多数雇用事業者の取扱要領

平成19年 3月30日 制定
(題名改称)

平成24年10月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

(目的)

第1条 この要領は、東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。以下「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等及び同条第4号に規定する委託役務（以下「物品・委託役務」という。）の契約に当たり、障害者を多数雇用する事業者に対する受注機会の拡大を計り、もって本市の障害者の雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 障害者多数雇用事業者 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、第5条の登録を受けたものをいう。

ア 東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 東広島市内に本店、支店又は営業所等（以下「市内の事業所」という。）を有すること。

ウ 申請日の属する月の前月から遡って過去2年間の各月の初日における、法第43条及び第71条の規定の例により算定した市内の事業所で常時雇用する労働者の数の合計に対するその雇用する障害者である労働者の数の合計の割合が、100分の3.6以上であること。

(対象となる契約の範囲)

第3条 障害者多数雇用事業者に対する受注機会の拡大に係る契約の対象は、物品・委託役務とする。

(認定の申請)

第4条 障害者多数雇用事業者の認定を受けようとする者は、市長が別に定める障害者多数雇用事

業者認定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期間は、選定規程第3条第1項に規定する期間とする。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、障害者多数雇用事業者の認定を行うとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果不相当と認めるときは、理由を示してその旨を当該申請者へ通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、選定規程第5条に規定する期間とする。

(辞退等の届出)

第7条 障害者多数雇用事業者の認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該認定を受けた者は、速やかに市長が別に定める変更届を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定内容に変更が生じたとき。
- (2) 各月初日の障害者の雇用状況が2か月連続して100分の3.6を下回ったとき。
- (3) 営業を廃止したとき。
- (4) その他認定を辞退しようとするとき。

(登録の取消し)

第8条 市長は、障害者多数雇用事業者の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消し、その者へその旨を通知するものとする。

- (1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条の認定を受けたことが判明したとき。

2 前項の規定により認定を取り消された場合は、当該取消しの日から2年間は障害者多数雇用事業者の認定を受けることができない。

(障害者多数雇用事業者に関する取扱い)

第9条 第3条に掲げる契約に係る指名競争入札及び随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定に該当するものに限る。）は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 指名競争入札による場合は、障害者多数雇用事業者を優先して入札の参加者として指名する

よう努めるものとする。

- (2) 随意契約による場合は、障害者多数雇用事業者から見積書を徴する機会を多く設定するよう努めるものとする。

(実地調査等)

第10条 市長は、障害者多数雇用事業者に対して、申請書に記載された障害者の雇用状況等の内容を確認するため、現地調査を実施することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項及び第5条第1項の規定による申請及び認定は、この要領の施行の日前に行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。